（１）　市が共催する事業の対応について

**現　行**

　　　　　熊本市との共催事業に対しての基金助成について、明確な規定・基準が

無いものの、原則助成の対象外としてきている。

**課　題**

　　　　　熊本市との共催事業については、熊本市側に費用を伴わない「名義後援」

「場所（会議室等）の提供」等から、費用を伴う「経費負担」「人的負担」

等と幅広いため、「共催事業」に対する基金助成について、当委員会において明確にしておく必要がある。

**対応案**

1. 熊本市との共催事業については、以下の内容のものは助成の対象外とする。
2. 熊本市側が事業費の一部負担をしているもの
3. その事業に、熊本市側が応援職員の派遣等、人的負担を担っているもの。
4. 熊本市との共催事業であっても、上記（１）（２）以外の内容のものは助成の対象とする。

　　　例えば、「広報協力（「市政だより」への掲載、市民協働課を通して

　　　　　の報道機関への通知等）」、「場所の提供」、「名義後援」等

1. 熊本市以外の自治体（熊本県や国を含む）からの助成は、助成の対象外としない。